

# 山梨県公報

第千三百九号

平成十四年

八月一日

木曜日

## 目次

### 規則

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………四〇九

### 告示

土地収用事業の認定……………四一〇

道路の区域変更(三件)……………四一〇

道路の供用開始……………四一一

換地計画の決定(三件)……………四一一

### 公告

採石業務管理者試験の実施……………四二二

公共測量の実施……………四二二

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四二三

技能検定員等審査の実施……………四二五

遊技機の型式の検定……………四二六

## 規則

### 山梨県規則第四十六号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年八月一日

山梨県知事 天野 建

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表市町村課の項第十四号中14を25とし、13を23とし、12を22とし、11を21とし、23の次に次のように加える。

24 第三十四条の二第一項の規定による報告の要求及び立入検査

別表第二の二の表市町村課の項第十四号中10を16とし、3から9までを9から15までとし、16の次に次のように加える。

17 第三十条の三十七第二項の規定による本人確認情報の開示									
18 第三十条の四十の規定による調査結果の通知									
19 第三十条の四十三第四項の規定による違反行為の中止又は中止されることを確保するために必要な措置の勧告									
20 第三十条の四十三第五項の規定による勧告に従うべきことの命令									

別表第二の二の表市町村課の項第十四号中2を3とし、3の次に次のように加える。

4 第三十条の七第三項から第六項までの規定による本人確認情報の提供									
5 第三十条の七第九項の規定による市町村相互間における必要な連絡調整									
6 第三十条の九第二項の規定による審議会への諮問									
7 第三十条の十第五項の規定による情報提供手数料の額の承認									
8 第三十条の十一第一項の規定による本人確認情報の通知									

別表第二の二の表市町村課の項第十四号中1を2とし、同号に1として次のように加える。

1 第十二条の三の規定による住民基本台帳等の脱漏等の市町村長への通報									
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 附則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

# 告 示

## 山梨県告示第三百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。  
平成十四年八月一日

山梨県知事 天 野 建

一 起業者の名称

甲西町

二 事業の種類

甲西町高齢者ふれあいプラザ・高齢者ふれあい公園整備事業

三 起業地

収用の部分 中巨摩郡甲西町大字湯沢字下村地内

使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

甲西町役場建設課

## 山梨県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年八月一日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 甲府櫛形線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡昭和町西条新田村北八六五番の一地 地先から 中巨摩郡竜王町篠原落合一一三番の一地 先まで	二七・〇 三三・五	二七・〇	二九・八	二九・八

## 山梨県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年八月一日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 甲府玉穂中道線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市西下条町荒川右岸堤防敷地先から 甲府市大津町字高町一〇八八番の九地先まで	二五・〇	二五・〇 五〇・〇	七四〇・〇	七四〇・〇

## 山梨県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年八月一日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 富士宮鳴沢線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡上九一色村大字本栖字大杉二二三番地内	七・五 八・七	二八二・〇		

新	九・五 三八・四	九・五 三八・四
	二九〇・〇	二九〇・〇

**山梨県告示第三百二十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年八月一日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府玉穂中道線	甲府市西下条町字川代一三四七番の一地先から 甲府市西下条町字古屋敷七九七番の五地先まで	四六八・〇	平成十四年八月五日
		甲府市西下条町字古屋敷七九七番の六地先から 甲府市西下条町字古屋敷七九六番の二地先まで	二二・〇	
		甲府市大津町字村中一三〇二番の一地先から 甲府市大津町字村添九四八番の一地先まで	八一・〇	
		甲府市大津町字村添九五七番の六地先から 中巨摩郡玉穂町極楽寺字神明一二二番の二地先まで	六四〇・〇	

**山梨県告示第三百二十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三二二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年八月一日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類  
換地計画書の写し

三 縦覧期間

平成十四年八月二日から同年八月二十九日まで

三 縦覧場所

白州町役場

四 異議申立期間

平成十四年八月三十日から同年九月十三日まで

**山梨県告示第三百二十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三四工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年八月一日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年八月二日から同年八月二十九日まで

三 縦覧場所

白州町役場

四 異議申立期間

平成十四年八月三十日から同年九月十三日まで

山梨県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第二 二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができない。

平成十四年八月一日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年八月二日から同年八月二十九日まで

三 縦覧場所

白州町役場

四 異議申立期間

平成十四年八月三十日から同年九月十三日まで

公 告

採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十四年八月一日

山梨県知事 天 野 建

一 試験日時

平成十四年十月十一日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間

平成十四年九月十七日（火）から十月三日（木）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成十四年十月三日までの消印のあるものは有効とする。

七 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

八 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせる。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、平成十四年六月十三日付けで国土交通省関東地方整備局甲府工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十四年八月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 二千五百分の一デジタルマッピング
- 二 作業期間 平成十四年六月十五日から平成十四年九月三十日まで
- 三 作業地域 富士川・笛吹川・釜無川 各流域

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第四十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年八月一日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

#### 別表第一中

二七二	甲府市元紺屋町一番地先（市道元紺屋愛宕線と市道新屋本通り線との丁字路交差点）	元紺屋南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	--	------	----------------------

二七二	甲府市元紺屋町一番地先（市道元紺屋愛宕線と市道新屋本通り線との丁字路交差点）	元紺屋南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	--	------	----------------------

二七三	甲府市城東四丁目三番一七号先（市道琢美酒折線と市道池添梅ヶ平線との丁字路交差点）	城東四丁目	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	--	-------	---------------------

二七四	甲府市古府中町六、〇〇二番地の七先（県道甲府山梨線と市道土屋敷北線との丁字路交差点）	相川駐在所前	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	--	--------	---------------------

二七五	甲府市長松寺町七番一九号先	西部市民セン	平成一四年八月一日
-----	---------------	--------	-----------

	市道池田小学校南通り線と市道長松寺新田線と市道との十字路交差点	ター東	告示第四一號
--	---------------------------------	-----	--------

三三九	中巨摩郡竜王町西八幡三、八七五番地五先（県道敷島田富線と町道下之久保西小学校線との十字路交差点）	竜王西小学校南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	--	---------	----------------------

三三九	中巨摩郡竜王町西八幡三、八七五番地五先（県道敷島田富線と町道下之久保西小学校線との十字路交差点）	竜王西小学校南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	--	---------	----------------------

三四〇	中巨摩郡玉穂町極楽寺二四五番地二先（県道甲府玉穂中道線と町道高室乙黒線との十字路交差点）	高橋	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	--	----	---------------------

三四一	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地一先（県道甲府玉穂中道線と町道上成島中楯線との十字路交差点）	玉穂中央ラン北	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	--	---------	---------------------

三四二	中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番地一先（県道甲府玉穂中道線同士の丁字路交差点）	玉穂中央ラン	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	--	--------	---------------------

三四三	中巨摩郡昭和町河西二一五番地先（町道四〇七号線と農道一五号線との十字路交差点）	常永小学校南	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	---	--------	---------------------

三四四	中巨摩郡昭和町河西一四番地の一先（町道四三四号線と町道四〇七号線との十字路交差点）	常永小学校北	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	---	--------	---------------------

一四四	中巨摩郡白根町上今諏訪六八五番地先（県道若草双葉線と町道今諏訪三二一号線との十字路交差点）	上今諏訪東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	---	-------	----------------------

一四四	中巨摩郡白根町上今諏訪六八五番地先(県道若草双葉線と町道今諏訪三二一号线との十字路交差点)	上今諏訪東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
一四五	中巨摩郡甲西町東南湖一、三七二番地先(県道増穂若草線と町道西南湖二五五号線との丁字路交差点)	やまなみの湯 入口	平成一四年八月一日 告示第四一〇号
一四六	中巨摩郡白根町西野一、七八〇番地先(県道今諏訪北村線と町道西野九六号線との丁字路交差点)	総合病院北	平成一四年八月一日 告示第四一〇号
一四七	中巨摩郡榑形町十五所七四〇番地の先(町道榑形七号線と町道十五所七号線と町道十五所六四号線との十字路交差点)	小笠原警察署 南	平成一四年八月一日 告示第四一〇号
一四八	中巨摩郡甲西町鮎沢八六一番地先(町道横町桜井線と町道大井本線との十字路交差点)	甲西中学校北	平成一四年八月一日 告示第四一〇号

八二	北巨摩郡須玉町若神子一、七二二番地先(国道一四一号线と町道若神子境之沢線との十字路交差点)	岩根橋東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
----	---	------	----------------------

八二	北巨摩郡須玉町若神子一、七二二番地先(国道一四一号线と町道若神子境之沢線との十字路交差点)	岩根橋東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
八三	韮崎市円野町上円井一、八六一番地先(国道二〇号と県道韮崎の榑形豊富線と市道円野一号线との四差路交差点)	円野郵便局前	平成一四年八月一日 告示第四一〇号
八四	北巨摩郡双葉町竜地三、五一六番地先(町道大屋敷横町線と町道下今井駒沢線との丁字路交差点)	横町	平成一四年八月一日 告示第四一〇号

八五	韮崎市穂坂町宮久保六、三二九番地先(県道韮崎昇仙峡線と県道島上条宮久保給見堂線との丁字路交差点)	宮久保	平成一四年八月一日 告示第四一〇号
八六	北巨摩郡明野村上手一〇、一四九番地先(村道五号線と村道八号線との十字路交差点)	永井	平成一四年八月一日 告示第四一〇号

六五	北巨摩郡武川村三吹一、六四二番地の先(国道二〇号と村道舞鶴線と村道下三吹七号線との十字路交差点)	舞鶴松入口	平成一四年六月一三日 告示第二九号
----	--	-------	----------------------

六五	北巨摩郡武川村三吹一、六四二番地の先(国道二〇号と村道舞鶴線と村道下三吹七号線との十字路交差点)	舞鶴松入口	平成一四年六月一三日 告示第二九号
六六	北巨摩郡長坂町塚川二、八一九番地先(県道茅野小淵沢線と町道八富岡南新居線との丁字路交差点)	オオムラサキ センター前	平成一四年八月一日 告示第四一〇号

四六	南巨摩郡増穂町最勝寺九番地の先(町道戸川添一号线と町道八丁山線と町道大久保一号线との十字路交差点)	大久保	平成一三年二月二七日 告示第五五号
----	---	-----	----------------------

四六	南巨摩郡増穂町最勝寺九番地の先(町道戸川添一号线と町道八丁山線と町道大久保一号线との十字路交差点)	大久保	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四七	南巨摩郡増穂町青柳町一、〇三七番地の先(国道五二号と町道青柳横通り線との丁字路交差点)	富士川大橋西	平成一四年八月一日 告示第四一〇号

四八	南巨摩郡増穂町長沢一、〇一八番地先(国道五二号と県道増穂(浅原線と)町道との十字路交差点)	長沢下	平成一四年八月一日 告示第四一號
四九	南巨摩郡増穂町長沢三二三番地先(町道青柳長沢線と町道天神中条長沢一号线との十字路交差点)	善住寺西	平成一四年八月一日 告示第四一號
五〇	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地の先(町道北新町一号线と町道北新町二号线との丁字路交差点)	鵜沢病院前	平成一四年八月一日 告示第四一號

一四五	東八代郡一宮町金田一、一六三番地の八先(町道末木坪井線と町道西小学校金田線との十字路交差点)	一宮西小前	平成一四年六月三日 告示第二九號
-----	--	-------	---------------------

一四五	東八代郡一宮町金田一、一六三番地の八先(町道末木坪井線と町道西小学校金田線との十字路交差点)	一宮西小前	平成一四年六月三日 告示第二九號
一四六	東八代郡石和町広瀬七八八番地三先(町道二五三号线と農道四号線と農道五号线との十字路交差点)	東八代合同庁舎北	平成一四年八月一日 告示第四一號

七六	山梨市小原西九一番地先(県道万力小屋敷線と市道市役所前通り線との十字路交差点)	山梨市役所東	平成一四年六月二三日 告示第二九號
----	---	--------	----------------------

七六	山梨市小原西九一番地先(県道万力小屋敷線と市道市役所前通り線との十字路交差点)	山梨市役所東	平成一四年六月二三日 告示第二九號
七七	東山梨郡春日居町熊野堂五六六番地先(国道一四〇号と町道三)	熊野堂	平成一四年八月一日 告示第四一號

七八	山梨市上神内川一、三〇九番地先(市道山梨市駅東山梨線と市道上神内川三五王子七号线との丁字路交差点)	加納岩総合病院前	平成一四年八月一日 告示第四一號
七九	東山梨郡春日居町桑戸一、四六番地の先(県道下神内川石和温泉停車場線と町道一三三号线との十字路交差点)	桑戸橋西詰	平成一四年八月一日 告示第四一號

六七	塩山市下小田原二一番地先(国道四一号线と市道上下小田原七号线と市道上下小田原二号线との十字路交差点)	神金保育所入	平成一四年六月三日 告示第二九號
----	--	--------	---------------------

六七	塩山市下小田原二一番地先(国道四一号线と市道上下小田原七号线と市道上下小田原二号线との十字路交差点)	神金保育所入	平成一四年六月三日 告示第二九號
六八	塩山市下塩後五三三番地の先(市道下塩後三三三号线と市道下於曾四一号线との丁字路交差点)	下塩後	平成一四年八月一日 告示第四一號

四六	南都留郡秋山村三、二五三番地先(県道四日市場上野原線と村道田野入線との丁字路交差点)	秋山トンネル	平成一三年一月二七日 告示第五五號
----	--	--------	----------------------

四六	南都留郡秋山村三、二五三番地先(県道四日市場上野原線と村道田野入線との丁字路交差点)	秋山トンネル	平成一三年一月二七日 告示第五五號
四七	都留市古川渡五七七番地先(国道一三九号単路)	コミュニティセンター前	平成一四年八月一日 告示第四一號

四八	都留市つる二丁目二番一八号先 （国道一三九号と市道下谷家中 川通り線と市道寺前深田線支線 三号との十字路交差点）	弁天町	平成一四年八月一日 告示第四一〇号
----	---	-----	----------------------

二七	大月市猿橋町殿上二六三番地の 一先（国道二〇号と市道殿上線 との丁字路交差点）	桂台入口	平一一・一・二八 告示 第六号
----	---	------	-----------------------

二七	大月市猿橋町殿上二六三番地の 一先（国道二〇号と市道殿上線 との丁字路交差点）	桂台入口	平成一一年一月二八日 告示第六号
二八	大月市猿橋町桂台一丁目二番 地先（市道殿上線と市道猿橋駅 通り線との丁字路交差点）	猿橋駅南	平成一四年八月一日 告示第四一〇号

に改める。  
別表第三中

六七五	県道小淵茅 野小淵茅 沢小淵茅 線	車両（ 軽車） を除去 する	休日曜 を除く 七時三 十分か まで	日曜 を除く 七時三 十分か まで	葦崎 平成一四年一月三 一日 告示第四号
-----	----------------------------	-------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

六七五	県道小淵茅 野小淵茅 沢小淵茅 線	車両（ 軽車） を除去 する	休日曜 を除く 七時三 十分か まで	日曜 を除く 七時三 十分か まで	葦崎 平成一四年一月三 一日 告示第四号
六七六	町道	車両（ 軽車） を除去 する	休日曜 を除く 七時三 十分か まで	日曜 を除く 七時三 十分か まで	葦崎 平成一四年一月三 一日 告示第四号

四五七	上久保宮島 見堂線	車両 を除去 する	北から南 へ進行	府南甲 平成一四年五 月三〇日 告示第二八号
-----	--------------	-----------------	-------------	---------------------------------

四三五	町道 下今井 駒橋	車 両	南から北 へ進行 終日	府南甲 平成一三年二 月十五日 告示第四号
-----	-----------------	--------	-------------------	--------------------------------

四三五	削除			府南甲 平成一四年八 月一日 告示第四一〇号
-----	----	--	--	---------------------------------

四五七	上久保宮島 見堂線	車両 を除去 する	北から南 へ進行	府南甲 平成一四年五 月三〇日 告示第二八号
-----	--------------	-----------------	-------------	---------------------------------

四五七	上久保宮島 見堂線	車両 を除去 する	北から南 へ進行	府南甲 平成一四年五 月三〇日 告示第二八号
-----	--------------	-----------------	-------------	---------------------------------



に改める。  
別表第十中

八二八	町道	南巨摩郡増穂町長沢三三二番地 の二先（斎藤節方前）	一	鵜沢	四九・四・一一 一六号
八二九	町道	南巨摩郡増穂町長沢三八四番地 先（大堀初太郎方東）	一	鵜沢	四九・四・一一 一六号

八二八	町道青柳長沢線	南巨摩郡増穂町長沢三三三番地 先（善住寺西）交差点	二	鵜沢	平成一四年八月 告示第四一號
八二九	削除			鵜沢	平成一四年八月 告示第四一號

一、〇四二	国道一四〇号線	東山梨郡春日居町熊野堂二九一 番地先（荻原方前）	一	日下	四九・四・一一 一六号
-------	---------	-----------------------------	---	----	----------------

一、〇四二	国道一四〇号線	東山梨郡春日居町熊野堂五六六 番地先（熊野堂）交差点	一	日下	平成一四年八月 告示第四一號
-------	---------	-------------------------------	---	----	-------------------

一、一七六	国道一三九号線	都留市都留一丁目三番三二号先 （山田鉄工所前）	一	都留	五四・三・三〇 一九号
-------	---------	----------------------------	---	----	----------------

一、一七六	国道一三九号線	都留市つる二丁目二番一八号先 （弁天町）交差点	一	都留	平成一四年八月 告示第四一號
-------	---------	----------------------------	---	----	-------------------

一、七二一	県道小野千淵線	北巨摩郡長坂町塚川二、八一九 番地先（古屋喜丸方前）	一	長坂	五〇・一〇・六 三三号
-------	---------	-------------------------------	---	----	----------------

一、七二一	県道小野千淵線	北巨摩郡長坂町塚川二、八一九 番地八先（オオムラサキセンタ ー前）交差点	二	長坂	平成一四年八月 告示第四一號
-------	---------	--	---	----	-------------------

二、〇八〇	県道豊形富線	葦崎市円野町下円井五七四番地 の二先（円野駐在所前）	一	葦崎	五二・一一・二 三九号
-------	--------	-------------------------------	---	----	----------------

二、〇八〇	国道二〇号線	葦崎市円野町上円井一、八六一 番地先（円野郵便局前）交差点	一	葦崎	平成一四年八月 告示第四一號
-------	--------	----------------------------------	---	----	-------------------

二、三八二	市道	甲府市長松寺町七の一九アサヒ ヤ商店南側	一	甲府	五五・三・一八 一一号
-------	----	-------------------------	---	----	----------------

二、三八二	市道小池通	甲府市長松寺町七番一九号先 （西部市民センター東）交差点	一	甲府	平成一四年八月 告示第四一號
-------	-------	---------------------------------	---	----	-------------------

二、五八八	市道梨市前線	山梨市上神内川一、二六番地先 （鶴田家具店前）	一	日下	五六・六・一〇 三五号
-------	--------	----------------------------	---	----	----------------

二、五八八	削除		一	部日下	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	----	--	---	-----	---------------------

二、七六一	県道 葦崎御岳線	葦崎市穂坂町宮久保六三二六番地の一先(向山官次方所有畑西側交差点)	二	葦崎	二五七・六・一〇 五五号
-------	-------------	-----------------------------------	---	----	-----------------

二、七六一	県道 葦崎御岳線	葦崎市穂坂町宮久保六三二九番地先(宮久保)交差点	三	葦崎	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	-------------	--------------------------	---	----	---------------------

二、九〇四	市道 和田平朝気線	甲府市城東四丁目四番一号先(栲秋山製作所東側交差点)	三	甲府	平一一・一一・一 八告示 第四二号
-------	--------------	----------------------------	---	----	-------------------------

二、九〇四	市道 美酒折線	甲府市城東四丁目三番一七号先(城東四丁目)交差点	三	甲府	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	------------	--------------------------	---	----	---------------------

三、八八〇	町道 横町桜井線	中巨摩郡甲西町鮎沢一、〇一四番地先(町道横町桜井線と町道樹園地農道大井線との交差点)	二	小笠原	平五・九・二七 告示 第四三号
-------	-------------	--	---	-----	-----------------------

三、八八〇	町道 横町桜井線	中巨摩郡甲西町鮎沢八六一番地先(甲西中学校北)交差点	四	小笠原	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	-------------	----------------------------	---	-----	---------------------

三、八八四	市道 土屋敷北線	甲府市古府中町一、二八四番地先(古府中一号公園前)	一	甲府	平五・一〇・一 四告示 第四七号
-------	-------------	---------------------------	---	----	------------------------

三、八八四	県道 甲府山梨線	甲府市古府中町六、〇〇二番地の七先(相川駐在所前)交差点	三	甲府	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	-------------	------------------------------	---	----	---------------------

三、九〇四	市道	山梨市上神内川一、三〇九番地先(加納岩総合病院東側)	一	部日下	平六・三・一七 告示 第四号
-------	----	----------------------------	---	-----	----------------------

三、九〇四	市道 山梨市東線	山梨市上神内川一、三〇九番地先(加納岩総合病院前)交差点	一	部日下	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	-------------	------------------------------	---	-----	---------------------

三、九六二	国道 三九号	都留市古川渡五七七番地先(禾生地域コミユニティセンター前)	一	都留	平六・一一・一 告示 第五三号
-------	-----------	-------------------------------	---	----	-----------------------

三、九六二	国道 三九号	都留市古川渡五七七番地先(コミユニティセンター前)	一	都留	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	-----------	---------------------------	---	----	---------------------

四、一五八	市道 市吹川右岸線	東山梨郡春日居町桑戸一、四五番地先(桑戸橋西詰交差点)	一	部日下	平八・九・九 告示 第三九号
-------	--------------	-----------------------------	---	-----	----------------------

四、一五八	国道下 神内川 石和温 泉停車 場線	東山梨郡春日居町桑戸一、四六 三番地の先（桑戸橋西詰）交 差点	一	日下 部	平成一四年八月 一日 告示第四一 号
-------	--------------------------------	---------------------------------------	---	---------	-----------------------------

四、一九八	町道 櫛形 豊 富線	中巨摩郡櫛形町十五所七五〇番 地先（花輪武彦方南東角交差点 ）	四	小笠 原	平成一四年八月 一日 告示第四 号
-------	---------------------	---------------------------------------	---	---------	----------------------------

四、一九八	町道 櫛形 七号 線	中巨摩郡櫛形町十五所七四〇番 地の先（小笠原警察署南）交 差点	四	小笠 原	平成一四年八月 一日 告示第四一 号
-------	---------------------	---------------------------------------	---	---------	-----------------------------

四、二四四	国道 五二 号	南巨摩郡増穂町長沢一、〇一七 番地の先（県道増穂若草線と の丁字路交差点）	一	鵜沢	平成一四年八月 一日 告示第四一 号
-------	---------------	---	---	----	-----------------------------

四、二四四	国道 五二 号	南巨摩郡増穂町長沢一、〇一八 番地先（長沢下）交差点	二	鵜沢	平成一四年八月 一日 告示第四一 号
-------	---------------	-------------------------------	---	----	-----------------------------

四、四七九	町道	南巨摩郡鵜沢町三三一番地先 （鵜沢病院北側丁字路交差点）	一	鵜沢	平成一四年八月 一日 告示第六 号
-------	----	---------------------------------	---	----	----------------------------

四、四七九	町道 北 新町一 号線	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地の 先（鵜沢病院前）交差点	一	鵜沢	平成一四年八月 一日 告示第四一 号
-------	----------------------	------------------------------	---	----	-----------------------------

四、六六二	町道 今井 下 駒沢 線	北巨摩郡双葉町下今井二、五六 三番地先（海老菜給食東側交差点 ）	二	葦崎	平成一三年二 月 一日 告示第四 号
-------	--------------------------	--	---	----	--------------------------------

四、六六二	町道 大 敷 屋 敷 線	北巨摩郡双葉町竜地三、五一 六番地先（横町）交差点	二	葦崎	平成一四年八 月 一日 告示第四一 号
-------	-----------------------------	------------------------------	---	----	---------------------------------

四、六八一	県道 増穂 草 若 線	中巨摩郡甲西町東南湖一、三七 二番地先（富士川養魚場つり堀西側交 差点）	二	小笠 原	平成一二年一 月 三日 告示第四 号
-------	-------------------------	--	---	---------	--------------------------------

四、六八一	県道 増穂 草 若 線	中巨摩郡甲西町東南湖一、三七 二番地先（やまなみの湯入口） 交差点	三	小笠 原	平成一四年八 月 一日 告示第四一 号
-------	-------------------------	---	---	---------	---------------------------------

四、七四八	国道 五二 号 路 甲 西 道	南巨摩郡増穂町青柳町一一九番 地の先（町道青柳横通り線との交差点 ）	三	鵜沢	平成一三年二 月 一日 告示第四 号
-------	-----------------------------------	--	---	----	--------------------------------

四、七四八	国道 五二 号	南巨摩郡増穂町青柳町一、〇三 七番地の先（富士川大橋西） 交差点	三	鵜沢	平成一四年八 月 一日 告示第四一 号
-------	---------------	--	---	----	---------------------------------

四、八二七	県道 今 北 諏訪 村 線	中巨摩郡白根町西野二、〇五四 番地の先（芦沢秀樹方西側交 差点）	二	小笠 原	平成一三年一 二 月 二七日 告示第五 号
-------	------------------------------	--	---	---------	--------------------------------------

四、八二七	県道今 諏訪北 村線	中巨摩郡白根町西野一、七八〇番地先（総合病院北）交差点	三	小笠原	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	------------------	-----------------------------	---	-----	---------------------

四、八四六	市道殿 上線	大月市猿橋町殿上五九四番地先（桂台下駅前交差点）	一	大月	平成一三年一二月二七日 告示第五五號
-------	-----------	--------------------------	---	----	-----------------------

四、八四六	市道殿 上線	大月市猿橋町桂台二丁目二番地先（猿橋駅南）交差点	一	大月	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	-----------	--------------------------	---	----	---------------------

四、八五二	町道四 三四号線	中巨摩郡昭和町河西八番地の一先（常永小学校北西角交差点）	二	南甲府	平成一四年四月一八日 告示第一八號
-------	-------------	------------------------------	---	-----	----------------------

四、八五二	町道四 三四号線	中巨摩郡昭和町河西一四番地の一先（常永小学校北西）交差点	二	南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	-------------	------------------------------	---	-----	---------------------

四、八五五	町道四 七号線	中巨摩郡昭和町河西二四五番地先（常永小学校南西角交差点）	二	南甲府	平成一四年四月四日 告示第一八號
-------	------------	------------------------------	---	-----	---------------------

四、八五五	町道四 七号線	中巨摩郡昭和町河西二二五番地先（常永小学校南西）交差点	二	南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	------------	-----------------------------	---	-----	---------------------

四、八九六	市道	富士吉田市小見二、九四九番	二	富士	平成一四年七月
-------	----	---------------	---	----	---------

		地の三七先（明見第二駐在所南側交差点）		吉田	八日 告示第三四號
--	--	---------------------	--	----	--------------

四、八九六	市道	富士吉田市小見二、九四九番地の三七先（明見第二駐在所南側交差点）	二	富士吉田	平成一四年七月八日 告示第三四號
-------	----	----------------------------------	---	------	---------------------

四、八九七	県道甲 中道玉穂線	中巨摩郡玉穂町極楽寺二四五番地二先（高橋）交差点	六	南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	--------------	--------------------------	---	-----	---------------------

四、八九八	県道甲 中道玉穂線	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地一先（玉穂中央ランプ北）交差点	四	南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	--------------	---------------------------------	---	-----	---------------------

四、八九九	県道甲 中道玉穂線	中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番地一先（玉穂中央ランプ）交差点	四	南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	--------------	--------------------------------	---	-----	---------------------

四、九〇〇	村道五 号線	北巨摩郡明野村上手一〇、一四九番地先（永井）交差点	四	南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	-----------	---------------------------	---	-----	---------------------

四、九〇一	市道下 於曾三 号線	塩山市下塩後五三三番地の一先（下塩後）交差点	二	塩山	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	------------------	------------------------	---	----	---------------------

六九〇	町道	南巨摩郡増穂町長沢三八四番地先（大堀初太郎方東側）二個所の南巨摩郡増穂町長沢三三三番地の一先（斎藤節方北側）	二	南甲府	四九・四・一一六号
六九一	削除		二	南甲府	四九・四・一一六号

に改める。  
別表第十六中

<p>八七〇</p> <p>市道</p> <p>山梨市上神内川一、一三九番地先(中島和彦)</p> <p>日下部</p> <p>四九・四・一一一六号</p>	<p>八七〇</p> <p>削除</p> <p>日下部</p> <p>平成一四年八月一日 告示第四一號</p>	<p>一、七二九</p> <p>町三〇号道</p> <p>北巨摩郡長坂町塚川二、八一九番地先(古屋商店)西側</p> <p>長坂</p> <p>五〇・一〇・六三三號</p>	<p>一、七二九</p> <p>削除</p> <p>長坂</p> <p>平成一四年八月一日 告示第四一號</p>	<p>一、七八三</p> <p>市道</p> <p>甲府市城東四丁目四番一號先(株)秋山製作所東側・北進車両</p> <p>甲府</p> <p>八一・一一・一四二號</p>	<p>一、七八三</p> <p>削除</p> <p>甲府</p> <p>平成一四年八月一日 告示第四一號</p>	<p>一、九五九</p> <p>市野道</p> <p>斐崎市野町上野井一、八六一番地先(野屋商店東側)</p> <p>斐崎</p> <p>五一・九・二七三三號</p>
--	---	--	--	--	--	---

<p>一、九五九</p> <p>削除</p> <p>斐崎</p> <p>平成一四年八月一日 告示第四一號</p>	<p>二、七九〇</p> <p>斐崎県道</p> <p>斐崎市野町下野井五七四番地側の先(野警察官駐在所)東</p> <p>斐崎</p> <p>五二・一一・二三八九號</p>	<p>二、七九〇</p> <p>削除</p> <p>斐崎</p> <p>平成一四年八月一日 告示第四一號</p>	<p>五、一五三</p> <p>斐崎県道</p> <p>斐崎市穂坂町宮久保字横手六三二番地の先(交差点を南進する車両)</p> <p>斐崎</p> <p>五七・六・一〇二五號</p>	<p>五、一五四</p> <p>斐崎県道</p> <p>斐崎市穂坂町宮久保字横手六三二番地の先(交差点を南進する車両)</p> <p>斐崎</p> <p>五七・六・一〇二五號</p>	<p>五、一五三</p> <p>削除</p> <p>斐崎</p> <p>平成一四年八月一日 告示第四一號</p>	<p>五、一五四</p> <p>斐崎県道</p> <p>斐崎市穂坂町宮久保六、三二九番地先(宮久保)交差点</p> <p>斐崎</p> <p>平成一四年八月一日 告示第四一號</p>	<p>五、九八一</p> <p>市道</p> <p>甲府市長松寺町六七九番地の一</p> <p>甲府</p> <p>五九・一・一九</p>
--	---	--	---	---	--	---	---

長松寺 新田線	先（長田組土木所有空地東側）	二 号
------------	----------------	--------

五、九八一	削除	甲府	平成一四年八月 一日 告示第四一号
-------	----	----	-------------------------

五、九八三	市道	甲府市長松寺町七番一九号先 （石井商会西側）	甲府	五九・一・一九 二号
-------	----	---------------------------	----	---------------

五、九八三	削除	甲府	平成一四年八月 一日 告示第四一号
-------	----	----	-------------------------

八、三九三	町農樹 道園地	中巨摩郡甲西町鮎沢八六一番地 先（町道を南進する車両）	小笠原	平五・九・二七 告示 第四三号
八、三九四	町農樹 道園地	中巨摩郡甲西町鮎沢一、〇一四 番地先（町道を北進する車両）	小笠原	平五・九・二七 告示 第四三号

八、三九三	削除	小笠原	平成一四年八月 一日 告示第四一号
八、三九四	削除	小笠原	平成一四年八月 一日 告示第四一号

八、四二〇	市道	甲府市古府中町一、二八四番地	甲府	平五・一〇・一
-------	----	----------------	----	---------

土屋敷 北線	先（古府中一号公園前）	四 告示 第四七号
-----------	-------------	-----------------

八、四二〇	削除	甲府	平成一四年八月 一日 告示第四一号
-------	----	----	-------------------------

八、六二二	町道	中巨摩郡榑形町十五所七四〇番 地の五先（ヤオハン榑形店北東 角）	小笠原	平七・二・二〇 告示 第九号
-------	----	--	-----	----------------------

八、六二二	削除	小笠原	平成一四年八月 一日 告示第四一号
-------	----	-----	-------------------------

八、六二九	町吹 道川	東山梨郡春日居町桑戸一、四六 三番地の先（桑戸橋西詰・北 進する車両）	日下部	平七・二・二〇 告示 第九号
-------	----------	---	-----	----------------------

八、六二九	削除	日下部	平成一四年八月 一日 告示第四一号
-------	----	-----	-------------------------

八、九九七	五村 号道	北巨摩郡明野村上手一〇、一五 〇番地先（五味省三方前交差点 東側・西進車両）	葦崎	平八・一〇・七 告示 第四四号
八、九九八	五村 号道	北巨摩郡明野村上手一〇、一五 〇番地先（五味省三方前交差点 西側・東進車両）	葦崎	平八・一〇・七 告示 第四四号

八、四二〇	市道	甲府市古府中町一、二八四番地	甲府	平五・一〇・一
-------	----	----------------	----	---------

八、九九七	削除		葦崎	平成一四年八月一日 告示第四一號
八、九九八	削除		葦崎	平成一四年八月一日 告示第四一號

九、〇九九	町道	中巨摩郡檜形町十五所七五〇番地先(花輪武彦方東側・南進車両)	小笠原	平成一四年八月一日 告示第三四號
-------	----	--------------------------------	-----	---------------------

九、〇九九	削除		小笠原	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	----	--	-----	---------------------

九、一三八	県道増穂若草線	南巨摩郡増穂町長沢一、〇一七番地先(国道五二号の丁字路交差点東側・西進車両)	鵜沢	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	---------	--	----	---------------------

九、一三八	削除		鵜沢	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	----	--	----	---------------------

九、六八二	町道	東山梨郡春日居町桑戸一、四五一番地先(桑戸橋西詰南側・北進車両)	日下部	平成一四年八月一日 告示第一〇號
-------	----	----------------------------------	-----	---------------------

九、六八二	削除		日下部	平成一四年八月一日 告示第四一號
-------	----	--	-----	---------------------

九、九五七	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、五六三番地先(海老菜給食東側交差点西側・北進車両)	葦崎	平成一四年八月一日 告示第二一號
九、九五八	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、五六三番地先(海老菜給食東側交差点西側・東進車両)	葦崎	平成一四年八月一日 告示第二一號

九、九五七	削除		葦崎	平成一四年八月一日 告示第四一號
九、九五八	削除		葦崎	平成一四年八月一日 告示第四一號

一〇、〇二六	町道	中巨摩郡甲西町東南湖一、三七二番地先(富士川養魚場つり堀西側・西進車両)	小笠原	平成一二年一月三日 告示第四四號
--------	----	--------------------------------------	-----	---------------------

一〇、〇二六	削除		小笠原	平成一四年八月一日 告示第四一號
--------	----	--	-----	---------------------

一〇、一五八	国道五二号甲西道路	南巨摩郡増穂町青柳町一、一九番地先(町道青柳通り線との丁字路交差点北側・南進車両)	鵜沢	平成一三年二月五日 告示第四四號
--------	-----------	---	----	---------------------

一〇、一五八	削除		鵜沢	平成一四年八月一日
--------	----	--	----	-----------

一〇、三五六	削除		大月	平成一四年八月一日 告示第四一号
一〇、三七六	市道	大月市猿橋町殿上四〇三番地の 一先(久島久子方西側・南進車 両)	大月	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三七	削除		小笠原	平成一四年八月一日 告示第四一号
一〇、三三七	町道西 野九線	中巨摩郡白根町西野二、〇五四 番地の一先(芦沢秀樹方西側交 差点南側・北進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、二〇六	削除		南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一号
一〇、二〇六	県道甲 府玉穂 中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九 番地の三先(町道上成島中楯線 との丁字路交差点南側・北進車 両)	南甲府	平成一三年八月九日 告示第三二号
				告示第四一号

一九	国道二〇 号	斐崎市円野町上円井一、八六一番 地先(円野郵便局前)交差点	斐崎 市 円 野 町 下 円 井 五 七 四 番 地 の 一 先 ( 円 野 駐 在 所 前 )	一 六 二 ・ 二 ・ 五 三 号	平成一四年八月一日 告示第四一号
一六	市道 下 曾 三 七 号 線	塩山市上於曾三五〇番地先 (塩山消防署前)	当該道 上 に 標 示 し た 位 置	塩山	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一七	国道二 〇 号	斐崎市円野町上円井一、八 八四番地先(国道二〇号と 市道円野二三三号線との丁字 路交差点)	当該道 上 に 標 示 し た 位 置	斐崎	平成一四年八月一日 告示第四一号
一〇、三七七	削除			南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一号
一〇、三七六	削除			南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一号
一〇、三七七				南甲府	平成一四年八月一日 告示第四一号

別表第三十二中  
に改める。

別表第二十四中  
に改める。



一〇四	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市横根町九四九番地の二先英和学院入口交差点)	一	平成一三年二月二七日 告示第五号
-----	-----------------	--------------------------	---	---------------------

一〇四	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市横根町九四九番地の二先英和学院入口交差点)	一	平成一三年二月二七日 告示第五号
一〇五	市道琢美酒折線	甲府市城東四丁目三番一七号先城東四丁目)交差点	三	平成一四年八月一日 告示第四一号

一四八	県道甲府玉穂中道線	甲府市大津町一、〇八八番地の三先(大津町交差点)	四	平成一四年七月八日 告示第三四号
-----	-----------	--------------------------	---	---------------------

一四八	県道甲府玉穂中道線	甲府市大津町一、〇八八番地の三先(大津町交差点)	四	平成一四年七月八日 告示第三四号
一四九	県道甲府玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町極楽寺二四五番地二先(高橋)交差点	六	平成一四年八月一日 告示第四一号
一五〇	県道甲府玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地一先(玉穂中央ランプ北)交差点	四	平成一四年八月一日 告示第四一号
一五一	県道甲府玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番地一先(玉穂中央ランプ)交差点	四	平成一四年八月一日 告示第四一号

項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。  
平成十四年八月一日

山梨県公安委員会  
委員長 古 屋 忠 彦

- 一 審査の種類
  - 1 技能検定員審査
 

大型、大特、大自、普自一及び牽引自動車運転免許(以下「特定第一種運転免許」という。)、普通自動車運転免許(以下「普通自動車免許」という。)並びに大型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)に係る各技能検定員審査
  - 2 教習指導員審査
 

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査
- 二 審査日時及び場所
  - 1 審査日時
 

平成十四年九月二日(月)及び九月六日(金)  
(午前九時から午後四時まで)
  - 2 審査場所
 

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター
  - 三 受付期間及び場所
 

1 期間  
平成十四年八月二日(金)から平成十四年八月二十二日(木)まで

2 場所  
山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
  - 四 審査内容
    - 1 技能検定員審査
 

技能検定に関する技能及び知識
    - 2 教習指導員審査
 

教習に関する技能及び知識

技能検定員等審査の実施  
道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 特定第一種運転免許 一万四千七百五十円

(二) 普通自動車免許 一万五百円

(三) 大型自動車第二種免許等 一万二千五十円

2 教習指導員審査

(一) 特定第一種運転免許 九千八百五十円

(二) 普通自動車免許 一万二千五百円

(三) 大型自動車第二種免許等 一万二千五百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の

規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年七月三十一日までとする。

平成十四年八月一日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一八五番地の二	遊技機の種類及び区分 型式名 製造者又は輸入者名	二四〇三三四
株式会社グライダー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三三号	遊技機の種類及び区分 型式名 製造者又は輸入者名	二〇〇三六六
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一三番一三三号佐藤ビル二階	遊技機の種類及び区分 型式名 製造者又は輸入者名	二四〇三二二
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一三番一三三号佐藤ビル二階	遊技機の種類及び区分 型式名 製造者又は輸入者名	二四〇三二三
テクノコーション株式会社 代表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番一三三号	遊技機の種類及び区分 型式名 製造者又は輸入者名	二四〇二九九
株式会社サンセイオールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一三番一三三号	遊技機の種類及び区分 型式名 製造者又は輸入者名	二〇〇三三四

株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番一三号	第一種特別電 動役物			
ぱちんこ遊技 機第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物				
		ＣＲドラ ムクラッ シュＶ		
		株式会社 サンセイ アールア ンドデイ		
				二〇〇三八四

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番